危険空家等除却費補助

危険空家等の解体費用を助成します
上限 50 万円
（解体にかかる工事費用の2/5）

市民の安全や周辺の生活環境の保全を図るため、危険空家等の解体について補助金を交付します

注意　申請をする以前に工事に着手した場合は、補助の対象になりませんので、必ず事前にご相談ください。

1　補助対象の危険空家等について

①　市が「特定空家等」と認定した空家で、そのまま放置すれば倒壊等のいちじるしく保安上の危険となるおそれがあると判断したもの

②　空家等危険度判定基準において、評点の合計が市で定めた基準以上と判定された建築物で、その周辺の生活環境を阻害していると認められるもの

《②のガイドライン》

〇基礎・土台・柱又ははりの腐朽、破損又は変形がいちじるしく、崩壊の危険があるもの、又は現に大部分が崩壊しているもの

〇基礎に不同沈下があるもの、又は柱の傾斜がいちじるしいもの

〇はりが腐朽し、又は破損しているもの

〇屋根がいちじるしく変形したもの

〇外壁の仕上げ材料のはく落、腐朽又は破損により、いちじるしく下地が露出しているもの

〇柱が傾斜しており、屋根ぶき材料にいちじるしい剥落があるもの

※　市の審査が必要です。必ず事前にご相談ください。

2　その他

①　所有者が複数名いる場合は、全員の同意が必要です。

②　空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による命令を受けているものは対象になりません。

③　解体事業者による解体工事である必要があります。

④　動産（移動できる家具や物品等）の処分費用は対象外となります。

3　空家解体後の土地の固定資産税・都市計画税の減免制度について

危険空家等に限らず、空家を取り壊した翌年度から、「5 年度」を限度に住宅用地であった土地に対する固定資産税･都市計画税の減免制度が新設されました。制度の適用については各種の条件等がありますので、必ず事前に税料金課にご相談ください。

【問合せ先】　加賀市役所　建設部　建築課
〒 922-8622　石川県加賀市大聖寺南町二 41 番地
☎ 0761-72-7936　　E-mail：kenchikuka@city.kaga.lg.jp